

令和 8 年 9 月 吉日

住民の皆様へ

愛知県尾張建設事務所
長 久 手 市

土砂災害防止法に基づく立入り調査について（お願い）

日頃は、愛知県並びに長久手市の行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、全国で多発する集中豪雨等により土砂災害が発生し、人命に関わる被害が報告されている状況の中、愛知県では土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある土地を把握するための基礎調査を進めております。この調査をもとに、土砂災害のおそれのある土地につきましては、関係する住民の皆様にも周知の上、土砂災害警戒区域等に指定し、大雨の際の警戒避難体制の充実などの対策を推進していく予定です。なお、この調査により必ず土砂災害警戒区域等に指定されるわけではありません。また、対策工事を実施するための調査ではありません。

つきましては、下記のとおり現地の立入り調査を実施いたしますので、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 調査期間 令和 8 年 10 月上旬 ～ 令和 9 年 3 月下旬（予定）
2. 調査箇所 別紙地図のとおり
 ※航空測量成果などの机上調査により調査箇所を抽出しているため、現地確認により今回調査の対象外となる場合があります。
3. 調査内容 ・測量器具（赤白ポール、簡易測距器など）を用いた斜面の計測
 ・斜面の土地利用状況や構造物等の確認
 ・現地状況の写真撮影
 ・被災経験などに関する聞き込み調査
4. 調 査 員 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 電話 052-589-1058
 (問合せ先) 担当：池田、光井
5. その他 ①宅地等に立ち入る際には、事前に声をかけさせていただきます。
 ②調査にあたり、植栽など立木の伐倒等はいたしません。
 ③調査員は「基礎調査」の腕章を着用し、愛知県尾張建設事務所が発行する身分証明書を携帯します。
 ④調査員の車両には、土砂災害防止法に基づく現地調査である旨を掲示します。

愛知県尾張建設事務所 河川整備課
担当 事業第 1 グループ 加藤、杉岡
電話 052-961-4447（ダイヤルイン）

長久手市建設部土木課
担当 維持管理係 伊藤
電話 0561-56-0621

作業イメージ



人工斜面での計測



自然斜面での計測



構造物の計測



位置座標の計測

基礎調査実施中

業務名：令和8年度 土砂災害警戒区域等基礎調査業務委託（その2）

発注者：愛知県 尾張建設事務所 河川整備課

内 容:基礎調査(急傾斜地,土石流)

期 間：令和8年7月～令和9年3月
(作業期間) 令和8年9月1日～令和9年3月下旬

業 者：基礎地盤コンサルタンツ株式会社(052-589-1058)
担当者：池田 (090-8433-5304)

車両揭示

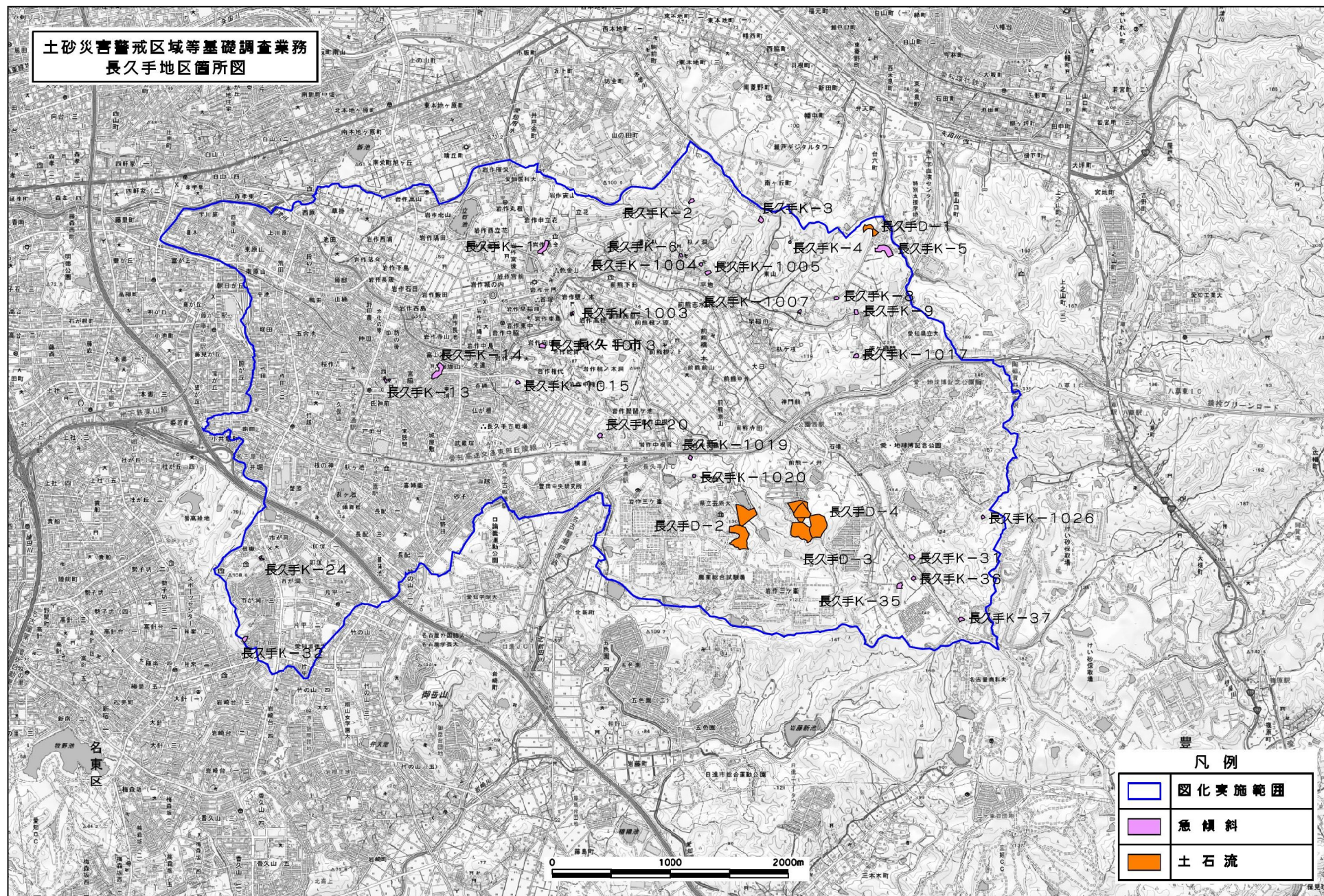
第 1 局	令和8年7月28日
身分証明書	
姓 名: 奥島 隆雄 コムラタニ・タカフミ 店 名: 子母沢西馬場 西1-10-14 元 高: 奥島 隆雄 元 職: 自営 店長、主計	
奥島隆雄: 昭和38年10月20日生まれ(67才) 奥島隆雄: 昭和38年10月20日生まれ 有 効 期 間: 令和8年7月30日	
上の写真と実印は法定の要件を満たしている状態で、上記の 警察署・税務署等に提出の上、奥島隆雄氏に対する罪に際する法律 手続、裁判に支障をきたす可能性があること、犯行の事実と有する 上の写真と実印と一致していることであることを認める。	
奥島隆雄氏執行事務所印	
氏名 姓 名 正 副	

身分証明書（表）

[illegible]

身分証明書（裏）

土砂災害警戒区域等基礎調査業務
長久手地区箇所図



凡例

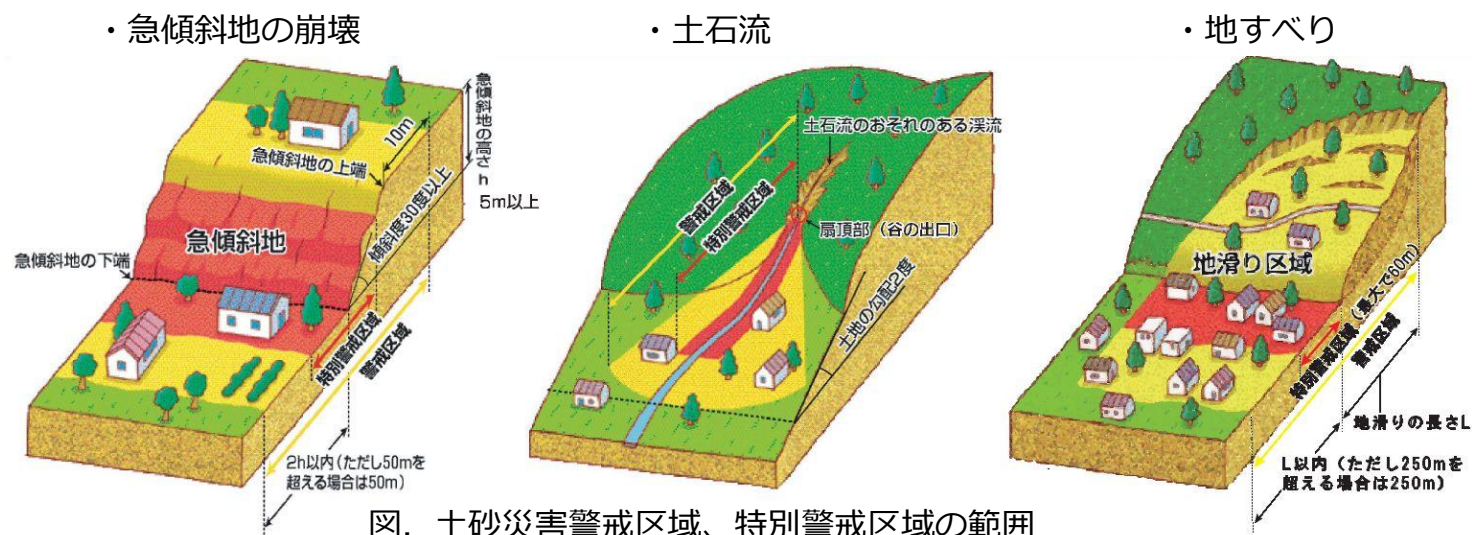
	図化実施範囲
	急傾斜
	土石流

土砂災害防止法による基礎調査のお知らせ

この度、土砂災害防止法による基礎調査を実施いたしますので、お知らせいたします。基礎調査では、調査員が土地に立ち入り、測量機器等を用いて地形等の確認を行います。土地に一時的に立ち入る場合がありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

●土砂災害防止法とはなに？

土砂災害防止法とは、正式名称を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」といい、土砂災害から住民の方々の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制、既存住宅の移転の促進等の対策を推進するものです。この法律により基礎調査を実施し、**土砂災害警戒区域**、**土砂災害特別警戒区域**を指定しています。



●基礎調査とはなにをするの？

地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な机上及び現地調査を実施します。具体的には机上で地形図・航空写真等を用いて土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、現地調査により区域の範囲を設定します。これらのことを基礎調査と呼んでいます。

●なぜ個人の土地に立ち入ることができるの？

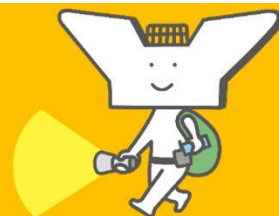
土砂災害防止法において以下のとおり定められています。

「第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。」

ご不明点等ございましたら下記までお問い合わせください

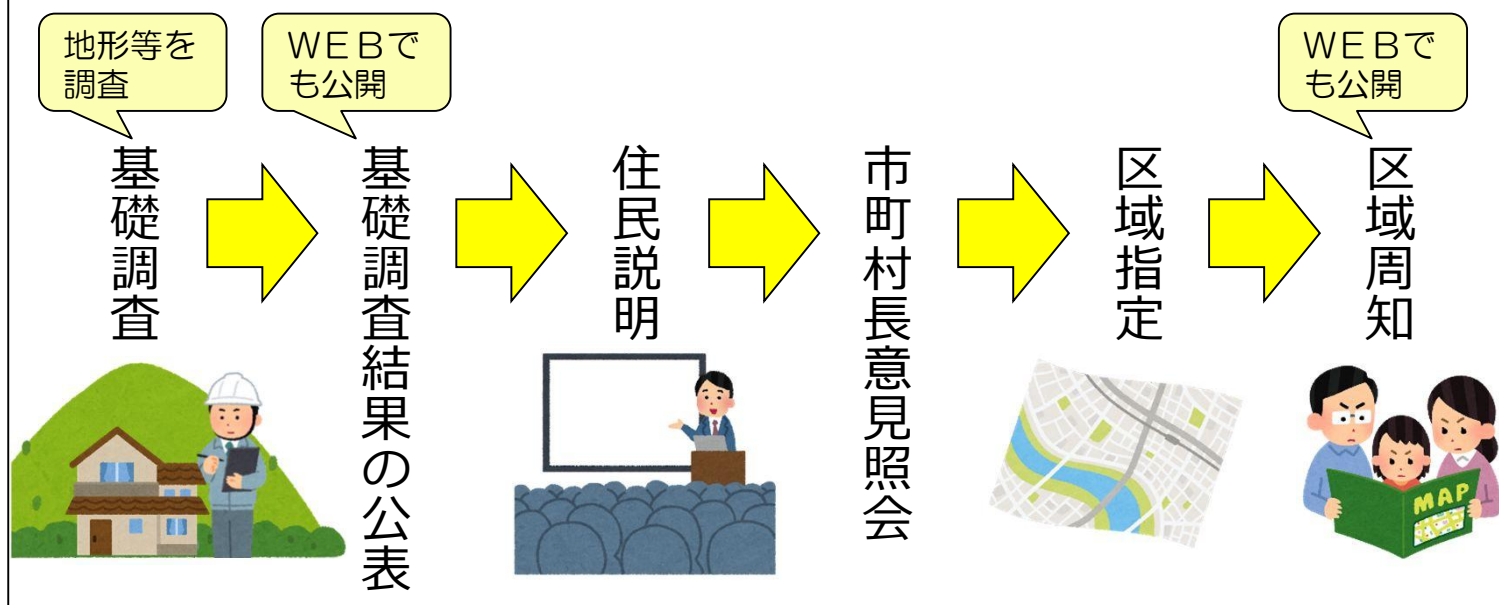
●発注者：愛知県尾張建設事務所 河川整備課 052-961-4447

●受注者：基礎地盤コンサルタンツ株式会社 052-589-1058



●基礎調査後はどうなるの？

調査の結果、土砂災害警戒区域等の指定をする必要がある場合は以下の流れで区域指定を進めます。なお、調査の結果、指定が不要となった場合はお知らせ等はしませんのでご承知おきください。



●基礎調査結果、指定された区域はどこで確認できるの？

市町村や所管する県建設事務所で確認することができます。また愛知県が提供するWEBページである「マップあいち」内の「土砂災害情報マップ」においても確認することができます。

マップあいち「土砂災害情報マップ」

<https://profile.maps.pref.aichi.jp/lib/map.php?mid=20037&cid=1>



土砂災害警戒区域、特別警戒区域と基礎調査結果をWEB公開しています。地図上で区域の位置等を確認することができますので、ご活用ください。



←スマートフォンでも閲覧することができます。こちらのQRコードからアクセスできます。

ご不明点等ございましたら下記までお問い合わせください

●発注者：愛知県尾張建設事務所 河川整備課 052-961-4447

●受注者：基礎地盤コンサルタンツ株式会社 052-589-1058

愛知県

